中小企業再生支援協議会の現状

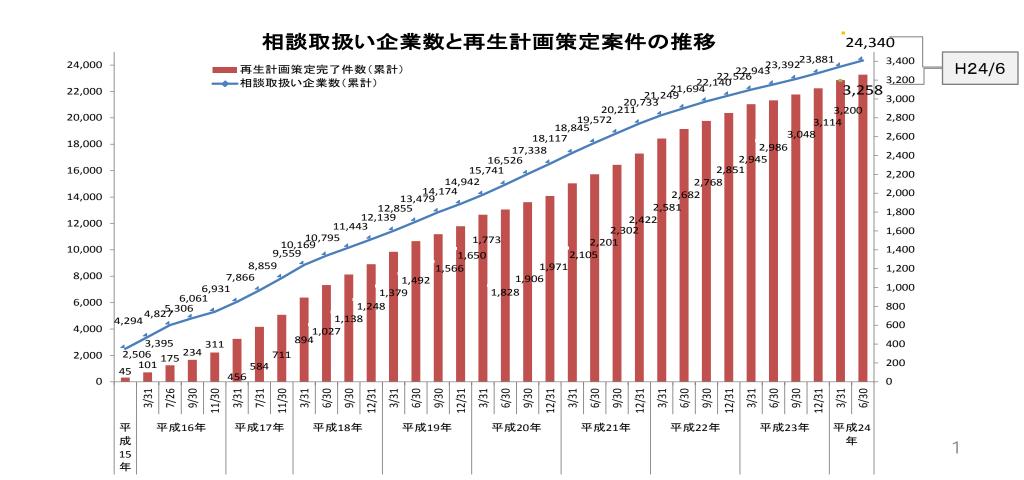
平成24年12月17日

中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー 藤原 敬三

中小企業再生支援協議会の概要

中小企業再生支援協議会とは、

- ◆ 平成15年2月以降、産業活力再生特別措置法41条に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた商工会議所等の認定支援機関を受託機関として、同機関内に設置されたもの(現在、全国47都道府県に1ヶ所ずつ)である。
- ◆ <u>事業再生の専門家(金融機関出身者、公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士など)が常駐</u>し、窮境にある中小企業者からの相談を受け付け、解決に向けた助言や支援施策・支援機関の紹介や、場合によっては弁護士の紹介などを行い(第一次対応)、 事業性など一定の要件を満たす場合には再生計画の策定支援(第二次対応)を実施している。
- ◆ 平成24年6月末までの<u>一次対応累計件数は24, 340件、二次対応累計件数は3, 258件</u>。



現実の企業状況と協議会の対応(その1)

金融円滑化法の対応先企業の大半は、簡単に事業回復しない。

経営改善等

経営改善が 必要な債務

業種転換が 必要な債務 企業の状況

比較的傷の浅い会社

大半の企業の現状

益性の回復は無理

1年や2年で事業収

事業の持続 可能性が見 込まれない 債務者

実は円滑化法 対応先の大半

例えば

○金融検査マニュアルでは

金融機関のコンサルティ ング機能を発揮することで、

できるだけ、上位に拾い上

げることを示唆

- ✓ 事業収益の基礎が不安定な会社
- ✓ かろうじて若干の黒字を確保している会社
- ✓ CFベースで営業赤字であるが、回復の見込 がないとは言えない会社

協議会の対応

〇従来からの 再生計画作成支援

〇3年間の暫定リスケ

- <効果>
- ①経営者の自覚の醸成
- ②事業に専念できる時間の確保
- ③最適ソリューションを視野に入れた
- BK側の準備



債務整理等

ライフステージとその中身

中小企業再生支援協議会



(a)実は...

BKが作った計画はある が、社長と真に共有す るに至っていない先

B事業再生等が必要 な債務者

(b)しかし...

BK側でBSに踏み込んだ ソリューションを提供する準 備ができていない先

©事業の持続可能性 が見込まれない債務者

©実は...

過剰債務・低収益ながら、 会社とBKで事業性につい て掘り下げた議論をして いない先

従来からの 再生支援機能

リスケ

DDS・カット

政策PKGに 対応した機能 (新手続)

> BKの情報を 活用した 再生支援

然るべき期間内に全力で事業 再生可能性を探るプロセス (決して先送りではない)

再生に向けた ワンステップ

再生



最適ソリュー

ション提供の

実現!



暫定リスケによる 経営改善支援

確実に先行きを見通せる期間(~3年程度)で...

- ①経営者の自覚の醸成
- ②事業に専念できる時間の確保
- ③最適ソリューションを視野に入れたBK側の準備





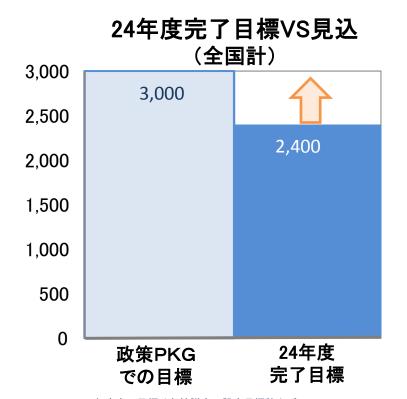


中小企業再生支援協議会の円滑化法出口PKG対応状況

○政策PKGを受けての協議会への事前相談件数等は以下のとおり。

24年度目標3,000件に対する現状の足取りと見込





※24年度完了目標は各協議会の設定目標積上げ。